

裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

同代理人

[Redacted]

代表理事

[Redacted]

処 分 庁

大阪市立更生相談所長

審査請求人が、平成17年3月30日付けで提起した生活保護法に基づく保護の廃止処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

- 1 本件審査請求のうち、審査請求人の平成17年2月21日付けの生活保護法に基づく保護の廃止処分を取り消す。
- 2 残余の請求については、これを棄却する。

理 由

第 1 審査請求の趣旨及び理由

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、処分庁が平成17年2月21日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）に対して行った生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「本件廃止決定」という。）を取り消すとともに、居宅による保護（以下「居宅保護」という。）に変更することを求めるものと解される。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由の要旨は、次のとおりである。

- (1) 平成17年2月21日付けの廃止決定処分を取り消し、居宅保護への保護変更の決定を求める。
- (2) 保護廃止決定の理由は自己退院となっているが、処分庁は、法のどういう規定に基づく廃止なのかを明らかにしてほしい。
- (3) 保護廃止決定の理由は自己退院となっているが、主治医の許可を受けて退院したものであり、自己退院と言われるのは納得できない。
- (4) 平成17年2月16日、請求人には、住居もなく、所持金もほとんどなく、収入の見込みもなく、通院治療を必要とする要保護状態が継続しているにも関わらず、保護を廃止したことは法26条及び法56条に反し、請求人の基本的人権・生存権を踏みにじる悪質な違法行為である。

第 2 当庁が認定した事実及び判断

室である緊急入院保護業務センター（以下「センター」という。）を訪問して退院後の生活を相談したこと。請求人が、病院が退院してもかまわないと言ったので退院してきたと述べたのに対して、センターの職員は、センターとして、病状照会の結果、引き続き入院治療が必要と判断したこと及びセンターの機能として、退院すると翌日付けで保護を廃止することになるので、病院に戻るよう伝えたが、請求人はこれを拒否し、通院による治療を希望したこと。なお、同月15日に、病院は、主治医、主治医以外の担当医師、病棟看護師長及び受持看護師による請求人に対する退院療養計画書を作成したこと。同計画書の「退院後の治療計画」の欄には、「 市の保健所担当の方と十分相談の上通院して下さい。」との記載が、「退院後の療養上の留意点」の欄には、「通院で服薬を続けるのは種々の困難が想定されます。ガンバッテ通院してください。」との記載が、「その他」の欄には、「退院おめでとうございます。内服の期間は約6ヶ月と予測されます。治療終了まで頑張ってください。」旨記載されていたこと。

(7) 平成17年2月16日に病院から処分庁に、「請求人が本日自己退院した」との連絡があり、同日付けで病院が作成の「保護廃止届書」の「廃止を必要とする理由」欄に「自己退院」とあったことから、同月21日付けで、処分庁は、「2月16日自己退院」を理由として、法第26条に基づき同月16日限りで請求人の生活保護を廃止したこと。

(8) 平成17年3月24日付けで、大阪市 区保健福祉センター所長は請求人に対し、同月15日から法による居宅保護を開始する旨通知したこと。

(9) 平成19年1月16日付けで、処分庁から提出のあった挙証資料において、①処分庁が請求人の退院を自己退院と判断した根拠について、病院作成の平成17年2月16日付の「保護廃止届書」の「廃止を必要とする理由」欄に「自己退院」と記載されていること、②処分庁が請求人が保護を辞退したと判断し

た根拠について、「請求人が、入院の継続自体を拒否したこと。退院の目途が立った段階での施設入所・居宅保護への変更についても再三説明したが、それらを拒否し、自己退院したことで保護を辞退したものと判断した。」としていること、③保護を辞退したことをもって保護を廃止すると判断した根拠については、「自己退院による治療拒否で、保護を必要としなくなったと判断し、法第26条により、廃止したもの。」としていること。

2 判 断

(1) 本件についてみると、処分庁は、前記第2の1の(2)ないし(5)及び(7)の認定事実のとおり、請求人からの平成17年1月19日付けの生活保護変更申請に対して、同年2月14日付けの却下処分通知を発出し、同月16日現在、同通知が病院に未到達の状況にあった中、病院から、「請求人が本日自己退院した」との連絡があり、同日付けで病院が作成の「保護廃止届書」の「廃止を必要とする理由」欄に「自己退院」とあったことから、同月21日付けで、法第26条に基づき保護廃止処分したものである。なお、一般的に、自己退院とは、医師の退院許可がない状態での退院のことである。

しかしながら、前記第2の1の(6)認定事実のとおり、請求人の退院は、病院が請求人に対する退院療養計画書を作成した上で、退院を許可したものであることが認められ、これを自己退院と判断することは困難である。

(2) また、前記第2の1の(9)の認定事実のとおり、本件において、処分庁は、請求人が、入院治療の指導に従わず自己退院したことにより、保護を辞退したものと判断しているが、請求人は、前記第2の1の(2)及び(6)の認定事実のとおり、終始居宅保護を求めているのは明らかであり、入院治療の指導に従わずに退院したことをもって、ただちに保護の辞退があったと判断することは失当である。

(3) 以上のことから、本件廃止決定については、その判断について瑕疵があるというほかなく、取り消すのが妥当であると判断する。

(4) なお、居宅保護に変更することを求める残余の請求については、本裁決に基づき行われる処分庁の決定の中で一体的に判断されるべきことであるため、これを棄却する。

以上の理由により、行政不服審査法第40条第2項及び第3項の規定を適用して主文のとおり裁決する。

平成19年10月24日

審査庁 大阪府知事 齊藤



教 示

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対し再審査請求をすることができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。）。

また、この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この裁決の前提となる決定をした市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）決定の取消しの訴えを、あるいは大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）この裁決の取消しの訴えを提起することができます（なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、裁決があった日の翌日から起算して1年を経過すると決定及び裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。